

西郷村放課後児童クラブ・西郷村児童館

安全計画

西 郷 村

第1章 総則

1 安全計画策定の目的

児童福祉法等の一部改正（令和4年法律第66号）に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所・施設において策定することが義務付けられた（令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化）。

これを受け、本村においても、西郷村放課後児童クラブ及び児童館における児童の安全の確保に関し計画的に実施するため、施設の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項について定めることを目的として西郷村放課後児童クラブ・西郷村児童館安全計画（以下「本計画」という。）を定める。

2 本計画の位置づけ

本計画は、西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月30日西郷村条例第27号。以下「条例」という。）第6条の2に規定する事項に関する計画とする。

3 本計画の履行・改訂

本計画は、定期的にその内容の見直しを行い、必要に応じて計画内容の変更を行うものとする。

第2章 細則

1 安全点検

(1) 備品・設備・施設の安全点検

備品・設備・施設の安全点検は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的実施するとともに、点検結果について文書として記録する。

なお、破損等が見つかった場合は、管理日誌とは別に速やかに管理者へ報告し、適切な処置を講ずる。

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

活動時において、児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組について、マニュアル等により可視化し、放課後児童クラブの運営に関係する全ての職員で共有する。

各種マニュアルは、策定期間、見直し予定期間、掲示・保管場所を明確にしておき、発生した事故やヒヤリ・ハット事例、事故リスクが高い場面で気を付けるべき点、災害や事故発生時の緊急的な対応が必要とされる場面を想定した役割分担、保護者等への連絡手段、関係機関との協力体制等について定める。

2 児童生徒・保護者に対する安全教育等

(1) 児童生徒への安全指導

児童生徒の年齢、発達や能力に応じ、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助する。職員は日常の見守りを通して児童生徒の様子実態を把握し、必要に応じて個人又は全体に対し安全指導を行い、理解を促す。

(2) 保護者等への周知・共有

保護者に対し、放課後児童クラブ・児童館において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有する。

日常生活においても児童生徒の安全に係るルール・マナーを遵守することや、徒歩で来館・帰宅する児童生徒には、来館及び帰宅時の安全確保の観点から交通安全・不審者対応について保護者と連携し、放課後児童クラブ・児童館における活動外においても、児童生徒の事故等の防止につなげる。

放課後児童クラブ・児童館において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容について、必要に応じて地域の関係機関と共有する。

3 訓練・研修

(1) 避難訓練等

避難訓練は、火災・地震だけでなく、水害や土砂災害などの地域特性に応じた災害も想定して行うほか、不審者の侵入を想定した実践的な訓練等も実施する。

職員は、上記避難訓練に加え消火訓練、救命救急講習など、必要に応じて警察や消防等関係機関の協力を得ながら、防災、防犯、事故対応など各種訓練を定期的に行う。

(2) 職員への研修・講習

自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、放課後児童クラブ等の運営に関係する研修や訓練は全ての職員が受講する。

また、放課後児童支援員認定資格研修に参加資格のある職員は積極的に受講する。

4 再発防止策の徹底

各職員は、児童生徒の様子や利用状況などの情報を職員間で随時共有し、場面に応じた職員の配置や緊急時の役割などを明確にする。

ケガや病気、トラブルなど対応を要した場合やヒヤリ・ハット事例は、管理者へ報告するとともに、日誌等にも詳細を記録し、全ての職員に共有する。

管理者は、職員と事故等発生時の様子や設備・施設等の状況の情報を共有するとともに、要因を分析・検証し、速やかに再発防止策を講じる。